

# 「高校生等通学助成金支給制度」が変わりました

令和4年度から高校生等通学助成金支給制度の支給条件が通学方法によって変更となりました。申請は、令和5年2月から3月末までに行ってください。高等学校等に入学後の3年間支給します。一年度ごとに申請となり過年度の申請はできませんので、お忘れのないようお気をつけください。申請様式は、まちづくり課又は各振興センター窓口のほか、鏡野町ホームページからもダウンロードできます。提出書類は、補助金等交付申請書、各種届出書、在学証明書のほか、下記の添付書類が必要となりますのでご確認ください。

**対象者：**鏡野町に住所を有し高等学校等に通学する20歳までの者  
(通信制、高等専門学校の4年生は除く)

	通学方法	助成額 / 月	添付書類
助成金の支給基準	①バス又は公共交通機関の通学定期券	(1箇月当たりの定期券購入費 - 5千円) × 1/2	・定期券又は定期券の写し (一年度分)
	②富 - 勝山間乗合タクシー回数券	購入費 × 1/2	・回数券購入時の領収書又はその写し (一年度分)
	③下宿等	(寮費・賃借料 - 5千円) × 1/2	・下宿等の契約書等の写し ・寮費、賃借料の金額のわかるものの写し ・支払った額のわかるもののコピー (一年度分)
	④その他通学方法 自宅から高等学校等までの距離が15km以上	3千円	・原動機付自転車の場合は高等学校等が発行した利用許可証の写し

①～③は、助成額の上限1万1千円/月です

**お問い合わせ先** 鏡野町まちづくり課 担当：築山 電話(0868)54-2982

## 鏡野町社会福祉協議会からのお知らせ

### 地域で活躍されている ボランティアさんの推薦をお願いします!!

鏡野町内で活躍されているボランティアさん(個人・団体)、NPO、地区へ感謝状を贈呈します。地域の方から推薦をいただき、対象者を選考しますので、みなさまからの推薦をお待ちしています。(自己推薦は受け付けできません)

#### <内 容>

- ・ボランティア功労者…奉仕年数10年以上で、その功績が顕著な方
- ・優良地区・団体…ボランティア、NPO活動が10年以上で特に優秀な地区及び団体

※推薦書に必要事項を記入のうえ、**8月19日(金)**までにお近くの地域福祉センターに提出してください(推薦書は各地域福祉センターにあります)

**お問い合わせ先** 鏡野町社会福祉協議会 担当：長田<sup>ちょうだ</sup> 電話(0868)54-1243